死亡届を提出してからの主な手続

お問合せ: 029-883-1111(代表) ※手続についてのお問合せは、担当課にお願いいたします。

▼亡くなられた方の住所がつくば市にあった場合のご案内です。

▼つくば市では、	ご遺	族様の手続の負担を軽減	するため、主な手続をま	とめて受	け付ける 「おくやみ窓口」 を 設置して	手続がで	きる場所	
		きましては、裏面をご覧くだ				担当課	おくやみ 窓口	窓口 センター
亡くなった方は 世帯主でしたか		世帯主が亡くなったあと、同じ 必要です。 手続に必要なもの:本人確			場合は、死亡日から14日以内に世帯主変更届が 委任状も必要です)	市民窓口課 ⑥~⑱番窓口	0	0
どの健康保険証を お使いでしたか		社会保険 共済保険など	市役所での手続は不要 関連の手続は加入する		こお問合せください。	お勤め先など		
		国民健康保険	葬祭を行った方に葬祭! されますので手続をして		<u>葬祭費の請求に必要なもの</u> ・国民健康保険被保険者証 /後期高齢者被保 険者証/資格確認書/資格情報のお知らせ ・喪主、亡くなった方、葬祭日が分かるもの	国民健康保険課 ⑦番窓口	0	0
		後期高齢者医療制度	葬祭を行った方に葬祭! されますので手続をして		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医療年金課	0	0
			高額療養費給付の受領 ために、給付受領申請 してください。		法定相続人代表者の方が申請者となります。 口座番号がわかるものをお持ちください。	⑤番窓口(後期)		
年金はどちらに ご加入でしたか		国民年金	状況により手続が異なり 例:未支給年金の請求 ※20歳未満で年金をも	求・死亡―[侍金・遺族基礎年金等	医療年金課 ⑥番窓口(年金)	0	0
		厚生年金	年金事務所(土浦年金	金事務所:	029-825-1170) にお問合せください。	年金事務所		
次のものを お持ちでしたか		印鑑登録証				市民窓口課 ②番窓口	0	0
お持ちでしたら窓口 に返還してください		国民健康保険被保険者証、 限度額認定証(世帯主や所			世帯主が亡くなった場合は世帯全員分) 1分)	国民健康保険課 ⑦番窓口	0	0
		マル福受給者証				医療年金課 ④番窓口	0	0
		介護保険被保険者証、介護	護保険負担割合証、介護保	険負担限	度額認定証	介護保険課 ②番窓口	0	0
					ント型送信機の両方をご返却ください。) 陽一式の両方をご返却ください。)	高齢福祉課 ②番窓口	0	
		身体障害者手帳、療育手帕	、精神障害者保健福祉手	帳、福祉サ	ービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証		0	0
次の手当は 受給していましたか		特別児童扶養手当障	過的福祉手当 害児福祉手当 病患者福祉金		D変更または資格喪失の手続が必要な場合があります。 お問合せください。	障害福祉課 2階⑩番窓口	0	
亡くなった方に 児童がいる		マル福(医療福祉費支給制) (高校生以下の児童(一定以上の)	芟) 章害の場合は20歳未満))		手続が必要な場合があります。 6問合せください。	医療年金課 ④番窓口	0	0
または		児童手当(中学生以下の)	巳童)	受給者の合があり	D変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場ます。		0	0
児童が亡くなった		児童扶養手当 (高校生以下の児童(一定以上ののひとり親家庭等児童福祉金		合があり 父親また	D変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場ます。 は母親の死亡により母子家庭または父子家庭となっ 手当が請求できる場合があります。お問合せください。	こども政策課 ③番窓口	0	
保育所に入所 していましたか		保育所に入所していた児童さ	またはその保護者が亡くなった	場合、届出	lが必要な場合があります。	幼児保育課 ①番窓口	0	
児童クラブを 利用していましたか		公営児童クラブを利用してい	る児童またはその保護者がな	いくなった場合	合、届出が必要な場合があります。	こども育成課 ②番窓口	0	
土地·家屋等の 固定資産を		固定資産税の相続人代表 送付いたします。	皆の指定届出が必要です。 札	目続人の方	へ3から6か月後に届出書の提出依頼を書面で	資産税課 2階34番窓口		
お持ちでしたか		不動産の所有権移転登記 お問合せください。	申請が必要です。詳しくは法教	務局(水戸	・ 地方法務局つくば出張所: 029-851-8186) へ	法務局		
バイクや軽自動車を お持ちでしたか		原付・小型特殊自動車 (農耕作業用含む)			票識交付証明書をお持ちください。 続人以外に名義変更する場合は譲渡証明書を	市民税課 2階③番窓口	0	0
		排気量が125cc以上の 二輪軽自動車	茨城県運輸支局土浦自動 い。	動車検査登	銀事務所(050-5540-2018)へお問合せくださ	茨城県運輸支局		
		四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事	事務所土浦	う支所(050-3816-3106)へお問合せください。	軽自動車検査協会		
犬を飼っていましたか		犬の登録事項変更手続きが	「必要です。状況により手続き	き方法が異な	なりますのでお問合せください。	環境保全課 4階	0	
農業者年金受給者 (加入者)でしたか		農業者年金受給者(加入 方と請求者の関係がわかる記		出が必要で	す。亡くなった方の戸籍の全部事項証明、亡くなった	農業委員会事務局	0	
農地の相続は ありましたか		相続等で農地を取得した場	合には届出が必要です。詳し	くはお問合	せください。	コミュニティ棟3階	O **	
農地中間管理事業 の利用者でしたか		農地中間管理事業の利用を	者の場合は名義変更の届出	が必要です	。詳しくはお問合せください。	農業政策課 コミュニティ棟3階	O **	
森林所有者でしたか		森林を所有している方が亡く 簿謄本)をお持ちください。	なった場合、所有者変更の原	届出が必要	です。相続完了後に全部事項証明書(土地の登記	鳥獣対策・森林保全室 コミュニティ棟3階	: O **	

※ 相続登記が完了している場合のみ。完了していない場合は各課でのお手続をお願いいたします。

◇手続場所のご案内

手続場所 ※手続内容によっては、一度で手続が終わらない場合や、市役所以外での手続を要するものがあります。 予めご了承ください。

	担当課 または 窓口センター (予約不要)	おくやみ窓口 (要予約)
概要	 ・予約不要で手続できます。 ・当日の混雑状況によっては、受付までの待ち時間が発生する場合があります。 ・窓口センターでは行えない手続があります。 	 ・お電話での予約が必要です。 予約方法につきましては、下部の「おくやみ窓口の予約方法」をご覧ください。 ・主な手続をまとめて受付け、ご遺族様の負担を軽減します。 ・受付までの待ち時間はありません。
時間	以下の時間帯に、直接窓口へお越しください。 【本庁舎、筑波・大穂・豊里・桜・谷田部・茎崎窓口センター】 8時45分~16時30分 ◆開庁日: (月) ~ (金) ※祝日及び年末年始を除く 【つくば駅前市民窓口センター】 10時00分~18時30分 ◆開庁日: (火) ~ (土) ※祝日及び年末年始を除く ※ (火) ~ (金) の16時30分以降及び(土) は受付できない 業務もあります。	ご利用は1日2枠です。 (要事前予約) ① 9 時15分〜 ② 15時00分〜 ◆開設日: (月) 〜 (金) ※祝日及び年末年始を除く
場所	・つくば市役所本庁舎 各担当課の窓口 ・各窓口センター (筑波・大穂・豊里・桜・谷田部・茎崎・つくば駅前)	・つくば市役所本庁舎2階級番窓口

おくやみ窓口の予約方法

①ご案内送付	死亡届出の約1~2週間後、届出人に必要な手続をご案内する文書を送付します。 ※以下の場合は送付対象外です。 ①亡くなられた方の住民票がつくば市にない場合 ②届出人がご親族以外の場合 ③死亡届を他市区町村に提出し、かつ本籍がつくば市にない場合
②ご予約	お電話にてご予約ください。 029-883-1111 (「おくやみ窓口の予約」とお伝えください。) ●受付時間: (月)~(金)8時45分~16時30分 ※祝日及び年末年始を除く ●ご予約枠: ① 9時15分~ ② 15時00分~

◇その他のご案内

▼住民票(除票)・戸籍謄本等の交付請求について

・住民票(除票)の請求先:故人の住所地の市区町村・戸籍謄本等の請求先:故人の本籍地の市区町村

※令和6年(2024年)3月1日以降は、戸籍謄本等が最寄りの市区

町村で取得できる場合があります。

詳細については、つくば市ホームページをご覧ください。

死亡届後、故人の証明書が発行できるまでには時間がかかる場合があります。

▼死亡届後、故人の証明書が発行できるまでの期間(目安)

証明書	期間(目安)		
住民票(除票) ※故人のマイナン	故人の住所がつくば市で、 死亡届をつくば市に提出	即日 (休日に提出→翌開庁日)	
バーは記載できませ ん	上記以外	1~2週間程度	
戸籍謄本等	故人の本籍がつくば市で、 死亡届をつくば市に提出	2週間程度	
	上記以外	2~3週間程度	

▼故人の証明書を取得できる方

証明書	取得できる方(取得の際は本人確認書類が必要です)
住民票(除票)	·利害関係人※
戸籍謄本等	・配偶者・直系血族(父母や子、孫など) ・故人と同一戸籍に記載されている方 ・利害関係人※

※ 上記の方以外は、別途書類の提出が必要な場合、または取得できない場合があります。

※ 利害関係人とは、自己の権利行使や義務履行のために必要な方や、官公庁へ提出が必要な方のことです。利害関係人であることを示す資料の提示が必要な場合があります。

▼死亡届の提出

死亡届の他に、戸籍の除籍や住民票の除票を行う手続は必要ありません。

死亡届を提出いただきますと、戸籍や住民票にはその旨が記載されます。 本籍地や住所地以外の市区町村に死亡届を提出した場合も、 提出地から関連する市区町村に通知されます。

死亡届を提出したかどうか分からないとき

死亡届を預けた代理人の方(葬祭業者等)にお問合せください。 火葬には、死亡届を提出し火葬許可証を取得する必要がありますので、 火葬がお済みの方については原則死亡届は提出されています。

■死亡届記載事項証明書(死亡届の写し)について

年金・保険金請求の際の添付書類として、死亡届記載事項証明書 (死亡届の写し)を請求する場合、法令等で提出が義務付けられている とき以外は、原則として証明書を交付できませんので、ご注意ください。

▼土地・建物の相続があるとき: 相続登記

土地や建物などの不動産の相続が発生した場合、相続登記が必要です。相続登記をしないままにすると、様々な問題が発生するおそれがあります。 おお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

また、相続手続に活用できる「法定相続情報証明制度」があります。 詳細は水戸地方法務局つくば出張所(029-851-8186)にご相談ください。

窓口のご案内

つくば市役所 電話:029-883-1111(代) 〒305-8555 つくば市研究学園1丁目1番地1

筑波窓口センター つくば市北条5060番地 大穂窓口センター つくば市筑穂1丁目10番地4 豊里窓口センター つくば市高野1197番地20 桜窓口センター つくば市流星台61番地1 谷田部窓口センター つくば市谷田部4711番地 茎崎窓口センター つくば市小茎320番地

つくば駅前市民窓口センター つくば市吾妻1丁目8番地10